平成２１年（フ）第５８１２号
大阪府枚方市南楠葉２丁目７番17―21号
債務者　原　奈緒美
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８３０号
大阪府摂津市正雀３丁目14番７号
債務者　村上　洋一
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８４４号
大阪市平野区長吉出戸１丁目１番２―703号
債務者　中谷　　浩
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８７９号
大阪市鶴見区諸口４丁目４番３―506号
債務者　東　　一茂
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９５３号
大阪市西淀川区出来島３丁目２番７―906号
債務者　田村　和泉（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９８４号
大阪市北区同心２丁目９番５―502号
債務者　庄野　　嘉
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０２９号
大阪府八尾市北本町１丁目５番24号　北本町パールハイツ303号
債務者　西田　光弘
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０３８号
大阪府東大阪市高井田元町２丁目４番５―908号
債務者　長谷川喜蔵
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１２４号
大阪府枚方市南楠葉１丁目13番15―403号
債務者　笹谷　誠二
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１４４号
大阪市東住吉区田辺３丁目26番８号
債務者　高橋　　茂
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２６５号
大阪府高槻市芝生町２丁目15番13―308号
債務者　吉田　壽満
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４３８号
大阪市鶴見区諸口３丁目１番21―801号、住民票上の住所大阪市淀川区田川北１丁目５番38号
債務者　ＰＲＡＮＡ（プラナ）こと　大野　圭子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７２２号
大阪市住之江区新北島４丁目１番１―724号
債務者　陰山　和則
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９００号
大阪市都島区友渕町１丁目５番６―611号
債務者　木田　雅典
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９８４号
大阪府寝屋川市国松町28番17号
債務者　保坂　　徹（旧姓徳島）
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０６２号
大阪府東大阪市森河内東２丁目３番10号　山田文化２Ｆ
債務者　伊吹　政代（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０６８号
大阪市都島区網島町４番17号　グレンパーク京橋904号室、住民票上の住所兵庫県神崎郡神河町野村381番地の４
債務者　内川　知子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部